

パブリックコメントで寄せられた意見の概要及び市の考え方

平成19年12月5日から平成20年1月3日までの間、海津市男女共同参画推進条例（案）について意見等の募集を行った結果、2人の方から10件の意見等をいただきました。これらの意見について適宜要約したうえ、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方を次のとおり公表します。

全体について 2件

意見の概要	件数	市の考え方
県条例のように市民に理解できる平易な文章でお願いしたい。	1	一般の法令には、通常前文を置きませんが、市民の皆さんに、制度の由来や基本原則をご理解頂くために、本条例では前文を置きました。 また、法令の形式や規則があるなかで市民の皆さんにご理解頂けるよう努めています。
意識されないかたちで行われやすいジェンダー・ハラスメントの意味合いが弱いのではないか。	1	この条例そのものが男女共同参画社会の実現を目指し制定するものであり、ジェンダー・ハラスメント（性差によるいやがらせ）をなくす目的でもあることから、具体的施策については、男女共同参画プランに盛り込まれておりますことをご理解ください。

条例の名称について 1件

意見の概要	件数	市の考え方
「推進」という語より、市民が理解できるように県条例のような平易な表現の方が、受け入れられるのではないか。	1	条例の題名は、その内容を的確かつ、簡潔に表す必要があります。題名が長くなる条例もありますが、今回は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために制定するものであり、その目的を端的に表す題名としているところです。

前文について 3件

意見の概要	件数	市の考え方
<p>地域の特性はどこでも同じであるので、なしでもよいと思う。あえて入れるのであれば「輪中」という語を入れてほしい。</p>	1	<p>前文は、制定の由来や基本原則を明らかにする必要がある場合に置かれ、地域特性を踏まえたうえで、男女共同参画を推進していく必要があることから盛り込んでいます。</p> <p>また、「輪中」は地域を語る上で不可欠ではありますが、市全域ではないことなどから使用しておりません。</p>
<p>「固定的な役割分担意識も存在している」ではなく、県条例のなかの「根強く残っている」という表現が適切ではないか。</p>	1	<p>「海津市男女共同参画プラン」策定の趣旨において「根強く残っています」という表現が使われておりますので、「固定的な役割分担も存在している」を「固定的な性別役割分担意識も根強く残っている」という表現に変更します。</p>
<p>「決意し」とありますが、市の決意表明ではなく、市民とともに推進していくことをアピールするものである。</p>	1	<p>ご指摘のとおり、男女共同参画社会の実現は、市、市民及び事業者の協働により推進されなければなりません。よって、「ここに、私たちは、男女共同参画を推進する取組を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者の協働により、「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」の実現を目指し、この条例を制定する。」という表現に変更します。</p>

第2条 セクシュアル・ハラスメントについて 1件

意見の概要	件数	市の考え方
<p>セクシュアル・ハラスメントの意味がわかりにくい。</p>	1	<p>ご意見を受けて、「性的な言動により相手方の心身に不快感、苦痛を与え相手の生活環境を害すること、又はその相手に不利益を与えることをいう。」という表現に変更します。</p>

第7条 事業者の責務について 1件

意見の概要	件数	市の考え方
「積極的」という表現が2回あり、事業者にとって強制されている感じがあり、どちらかを別の表現の方が良いのではないか。	1	事業者の理解が必要不可欠ではありますが、強調されすぎていると受けとれるため1項から削除します。

第11・14・15・17条 「適切な措置を講ずる」について 1件

意見の概要	件数	市の考え方
第11・14・15・17条にある「適切な措置を講ずる」という表現が分かりにくいと思います。県条例のように具体的に記してほしい。	1	具体的施策は男女共同参画プランに盛り込まれていますので記しておりません。

第17条について 1件

意見の概要	件数	市の考え方
苦情に対して、県条例には「窓口を設置」とあるが、海津市の場合「窓口」は設置されるのか。	1	現在、市では、人権に関する相談窓口として市民課、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談窓口として児童福祉課において受け付け、女性相談センター、福祉事務所、警察等関係機関と連携して行っています。今後も、関係各課が窓口となり、必要に応じて、関係機関と連携をとりながら、迅速かつ柔軟に対応していきます。